

2023年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]				[同左]					
04.01		[略]			04.01		[同左]		
04.02		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			04.02		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)		
0402.10		[略] 一粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。)			0402.10		[同左] 一粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。)		
0402.21		一砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一脂肪分が全重量の5%を超えるもの 一脂肪分が全重量の30%以下のもの			0402.21		一砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一脂肪分が全重量の5%を超えるもの 一脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	111 0	一独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 一その他のもの		KG		111 0	一独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 一その他のもの		KG
		一関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの				119 †			
	131 6	一環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の11のTWQ-JP11に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下この項において「欧州連合協定」という。)附属書2-Aの第3編の第B節の24のTRQ-23に掲げる品目に分類されるもの		KG					

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
132	0	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の12のTWQ-JP12に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の25のTRQ-24に掲げる品目に分類されるもの		KG					
139	†	-----その他のもの		KG			-----その他のもの		
121	3	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	121	3	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
		-----その他のもの			129	†	-----その他のもの		KG
		-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの							
141	2	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の11のTWQ-JP11に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の24のTRQ-23に掲げる品目に分類されるもの		KG					
142	3	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の12のTWQ-JP12に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の25のTRQ-24に掲げる品目に分類されるもの		KG					
149	†	-----その他のもの		KG			-----その他のもの		
		-----その他のもの							

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		-----学校等給食用のもの及び飼料用のもの					-----学校等給食用のもの及び飼料用のもの		
	211	-----学校等給食用のもの					-----学校等給食用のもの		
	2	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG		211	2	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	212	†-----その他のもの		KG		212	†	-----その他のもの	KG
		-----飼料用のもの					-----飼料用のもの		
	216	0-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG		216	0	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	217	†-----その他のもの		KG		217	†	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	221	5-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG		221	5	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	222	6-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG		222	6	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	229	†-----その他のもの		KG		229	†	-----その他のもの	KG
0402.29		[略]			0402.29		[同左]		
0402.99		[略]			0402.99		[同左]		
04.03		[略]			04.03		[同左]		
04.10		[略]			04.10		[同左]		
		[略]					[同左]		
16.01		[略]			16.01		[同左]		
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類			16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類		
1602.10		[略]			1602.10		[同左]		
1602.49		[略]			1602.49		[同左]		
1602.50		-----牛のもの			1602.50		-----牛のもの		
	100	3-----腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		KG		100	3	-----腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	210	1-----牛の臓器及び舌のもの		KG		210	1	-----牛の臓器及び舌のもの	KG
		-----気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)					-----気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)		
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	291	5-----単に水煮したもの		KG		291	5	-----単に水煮したもの	KG
298	5	-----その他のもの		KG		292	6	-----気密容器入りのもの	KG
							の		
					299	6	-----その他のもの		KG
							-----その他のもの		

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		-----牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの					-----牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの		
		-----気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)					-----気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)		
310	3	-----米を含むもの		KG	310	3	-----米を含むもの		KG
320	6	-----その他のもの		KG	320	6	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----米を含むもの					-----米を含むもの		
331	3	-----気密容器入りのもの		KG	331	3	-----気密容器入りのもの		KG
339	4	-----その他のもの		KG	339	4	-----その他のもの		KG
390	6	-----その他のもの		KG	391	0	-----気密容器入りのもの		KG
		-----その他のもの			399	1	-----その他のもの		KG
		-----単に水煮した後に乾燥したもの					-----単に水煮した後に乾燥したもの		
		-----気密容器入りのもの					-----気密容器入りのもの		
410	5	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		KG	410	5	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		KG
420	1	-----その他のもの		KG	420	1	-----その他のもの		KG
490	1	-----その他のもの		KG	490	1	-----その他のもの		KG
		-----調味した後に乾燥したもの					-----調味した後に乾燥したもの		
		-----気密容器入りのもの					-----気密容器入りのもの		
510	0	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		KG	510	0	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		KG
520	3	-----その他のもの		KG	520	3	-----その他のもの		KG
590	3	-----その他のもの		KG	590	3	-----その他のもの		KG
600	6	-----コーンビーフ		KG	600	6	-----コーンビーフ		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
700	1	-----気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)		KG	700	1	-----気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)		KG
		-----気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)					-----気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)		
810	6	-----単に水煮したものの		KG	810	6	-----単に水煮したものの		KG
890	2	-----その他のもの		KG	890	2	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
910	1	-----単に水煮したものの		KG	910	1	-----単に水煮したものの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
991	5	-----気密容器入りのもの		KG	991	5	-----気密容器入りのもの		KG
999	6	-----その他のもの		KG	999	6	-----その他のもの		KG
1602.90		[略]			1602.90		[同左]		
16.03		[略]			16.03		[同左]		
16.05		[略]			16.05		[同左]		
[略]					[同左]				

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
18.01)		[略]			18.01)		[同左]		
18.05		チョコレートその他のココアを 含有する調製食料品			18.05		チョコレートその他のココアを 含有する調製食料品		
18.06					18.06				
1806.10		[略]			1806.10		[同左]		
1806.20		—その他の調製品(塊状、板状又 は棒状のもので、その重量が2 キログラムを超えるもの及び 液状、ペースト状、粉状、粒状 その他これらに類する形状の もので、正味重量が2キログラ ムを超える容器入り又は直接 包装にしたものに限る。)			1806.20		—その他の調製品(塊状、板状又 は棒状のもので、その重量が2 キログラムを超えるもの及び 液状、ペースト状、粉状、粒状 その他これらに類する形状の もので、正味重量が2キログラ ムを超える容器入り又は直接 包装にしたものに限る。)		
		—第04.01項から第04.04項 までの物品の調製食料品 (ココア粉の含有量が全重 量の10%未満のものに限 る。)					—第04.01項から第04.04項 までの物品の調製食料品 (ココア粉の含有量が全重 量の10%未満のものに限 る。)		
		— — — ミルクの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥状態 において全重量の30%以 上のもので(加圧容器入り にしたホイップドクリー ムを除く。)					— — — ミルクの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥状態 において全重量の30%以 上のもので(加圧容器入り にしたホイップドクリー ムを除く。)		
	311	4 — — — — その他の乳製品に係る 共通の限度数量以内の もの		KG	311	4	— — — — その他の乳製品に係る 共通の限度数量以内の もの		KG
	319	† — — — — その他のもの		KG	319	†	— — — — その他のもの		KG
		— — — — その他のもの					— — — — その他のもの		
	321	0 — — — — 砂糖を加えたもの		KG	321	0	— — — — 砂糖を加えたもの		KG
	322	1 — — — — その他のもの		KG	322	1	— — — — その他のもの		KG
		— — — — その他のもの					— — — — その他のもの		
		— — — — 砂糖を加えたもの					— — — — 砂糖を加えたもの		
		— — — — チューインガムその他 の砂糖菓子及び塊状、 板状、棒状又はペー スト状の調製品					— — — — チューインガムその他 の砂糖菓子及び塊状、 板状、棒状又はペー スト状の調製品		
	112	1 — — — — チューインガムその 他の砂糖菓子及びし よ糖の含有量が全重 量の50%以上のもの		KG	112	1	— — — — チューインガムその 他の砂糖菓子及びし よ糖の含有量が全重 量の50%以上のもの		KG
		— — — — その他のもの					— — — — その他のもの		
	113	2 — — — — — 各成分のうち砂糖 の重量が最大のも の		KG	113	2	— — — — — 各成分のうち砂糖 の重量が最大のも の		KG
	119	1 — — — — — その他のもの		KG	119	1	— — — — — その他のもの		KG
		— — — — — その他のもの					— — — — — その他のもの		
	121	3 — — — — — しよ糖の含有量が全 重量の50%以上のも の		KG	121	3	— — — — — しよ糖の含有量が全 重量の50%以上のも の		KG
	129	4 — — — — — その他のもの		KG	129	4	— — — — — その他のもの		KG
		— — — — — その他のもの					— — — — — その他のもの		
	210	1 — — — — チョコレートの製造用 のココアを含有する調 製食料品について、当 該年度におけるチョコ レートの製造用の当該 調製食料品及び粉乳の 需給その他の条件を勘 案して政令で定める数 量以内のもの		KG	210	1	— — — — チョコレートの製造用 のココアを含有する調 製食料品について、当 該年度におけるチョコ レートの製造用の当該 調製食料品及び粉乳の 需給その他の条件を勘 案して政令で定める数 量以内のもの		KG
		— — — — その他のもの			290	†	— — — — その他のもの		KG

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
291	5	----- 関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの ----- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の13のTWQ-JP13に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下この項において「欧州連合協定」という。)附属書2-Aの第3編の第B節の20のTRQ-19に掲げる品目に分類されるもの		KG					
292	6	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の14のTWQ-JP14に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の21のTRQ-20に掲げる品目に分類されるもの		KG					
293	0	----- その他のもの		KG					
296	3	----- その他のもの ----- 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下この項において「英国協定」という。)附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の8の(a)に定めるもの		KG					
297	4	----- 英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の9の(a)に定めるもの		KG					
299	6	----- その他のもの [略]		KG			[同左]		

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1806.31 } 1806.90		[略]			1806.31 } 1806.90		[同左]		
[略]					[同左]				
20.01 } 20.07 20.08		[略]			20.01 } 20.07 20.08		[同左]		
2008.11 } 2008.80		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) [略]			2008.11 } 2008.80		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) [同左]		
2008.91 } 2008.97 2008.99		—その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。) [略]			2008.91 } 2008.97 2008.99		—その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。) [同左]		
	100 3	—その他のもの —梅		KG		100 3	—その他のもの —梅		KG
		—その他のもの —砂糖を加えたもの —パルプ状のもの					—その他のもの —砂糖を加えたもの —パルプ状のもの		
	211 2	—バナナ及びアボカド		KG		211 2	—バナナ及びアボカド		KG
	215 6	—その他のもの		KG		215 6	—その他のもの		KG
	212 3	—その他のもの —ベリー及びブルー		KG		212 3	—その他のもの —ベリー及びブルー		KG
		—バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン					—バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
	213 4	—気密容器入りのもの		KG		213 4	—気密容器入りのもの		KG
	214 5	—その他のもの —第1212.21号の物品のもの		KG		214 5	—その他のもの —第1212.21号の物品のもの		KG
	217 1	—しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの —その他のもの		KG		217 1	—しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの —その他のもの		KG
		— <u>関税暫定措置</u> <u>法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u>				218 †	— <u>その他のもの</u>		<u>KG</u>

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
261	3	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ- JP20に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下この項において「欧州連合協定」という。)附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの		KG					
262	4	環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の24のTWQ- JP24に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の13のTRQ-12に掲げる品目に分類されるもの -----その他のもの		KG					

新(2023年)				旧(2022年)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
265	0	-----包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下この項において「英国協定」という。)附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a)に定めるもの		KG					
266	1	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の6の(a)に定めるもの		KG					
269	4	-----その他のものの		KG					
216	0	-----その他のもの -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	KG		216	0	-----その他のもの -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	KG	
219	3	-----その他のもの -----その他のもの -----パルプ状のもの -----バナナ、アボカドー及びブルー	KG		219	3	-----その他のもの -----その他のもの -----パルプ状のもの -----バナナ、アボカドー及びブルー	KG	
221	5	-----バナナ及びアボカドー	KG		221	5	-----バナナ及びアボカドー	KG	
222	6	-----ブルー	KG		222	6	-----ブルー	KG	
226	3	-----その他のもの -----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG		226	3	-----その他のもの -----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG	
234	4	-----カムカム	KG		234	4	-----カムカム	KG	
227	†	-----その他のもの -----その他のもの	KG		227	†	-----その他のもの -----その他のもの	KG	
223	0	-----ブルー -----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG		223	0	-----ブルー -----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG	
224	1	-----気密容器入りのもの	KG		224	1	-----気密容器入りのもの	KG	
225	2	-----その他のもの	KG		225	2	-----その他のもの	KG	
228	5	-----さといも(コロカシア属のもの)(冷凍したものに限る。) -----第1212.21号の物品のもの	KG		228	5	-----さといも(コロカシア属のもの)(冷凍したものに限る。) -----第1212.21号の物品のもの	KG	

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	233	3		KG		233	3		KG
	235	5	TH	KG		235	5	TH	KG
	239	2		KG		239	2		KG
	231	1		KG		231	1		KG
	236	6		KG		236	6		KG
	232	2		KG		232	2		KG
	251	0		KG		251	0		KG
20.09	259	†		KG	20.09	259	†		KG
[略]					[同左]				
28.01		[略]			28.01		[同左]		
28.05		[略]			28.05		[同左]		
28.06		第2節 無機酸及び無機非金属酸化物			28.06		第2節 無機酸及び無機非金属酸化物		
28.10		[略]			28.10		[同左]		
28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物			28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物		
2811.11		—その他の無機酸			2811.11		—その他の無機酸		
2811.12		[略]			2811.12		[同左]		
2811.19		—その他のもの			2811.19		—その他のもの		
	100	3		KG		100	3		KG
	900	5		KG		900	5		KG
2811.21		—臭化水素(臭化水素酸)			2811.21		—臭化水素酸		
2811.29		—その他のもの			2811.29		—その他のもの		
28.12		[略]			28.12		[同左]		
28.53		[略]			28.53		[同左]		
[略]					[同左]				
33.01		[略]			33.01		[同左]		
33.03		[略]			33.03		[同左]		

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
33.04		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品			33.04		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		
3304.10		[略]			3304.10		[同左]		
3304.30		—その他のもの			3304.30		—その他のもの		
3304.91	000 0	—パウダー(固形にしたものを含む。)		<u>KG</u> (I.I.)	3304.91		—パウダー(固形にしたものを含む。)		<u>KG</u> (I.I.)
					010	3	—おしろい		<u>KG</u> (I.I.)
					090	6	—その他のもの		<u>KG</u> (I.I.)
3304.99		[略]			3304.99		[同左]		
33.05		[略]			33.05		[同左]		
33.07		[略]			33.07		[同左]		
[略]					[同左]				
56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維(ブロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネップ			56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維(ブロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネップ		
5601.21		[略]			5601.21		[同左]		
5601.29		[略]			5601.29		[同左]		
5601.30	000 3	—紡織用繊維のブロック、ダスト及びミルネップ		<u>KG</u>	5601.30		—紡織用繊維のブロック、ダスト及びミルネップ		<u>KG</u>
					100	5	—ミルネップ		<u>KG</u>
					200	0	—その他のもの		<u>KG</u>
56.02		[略]			56.02		[同左]		
56.09		[略]			56.09		[同左]		
[略]					[同左]				
61.01		[略]			61.01		[同左]		
61.15		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.15		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
61.16		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			61.16		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
	155	—綿製のもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>			—綿製のもの		
		—プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの					—プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
	165	—その他のもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>			—その他のもの		
		—手袋					—手袋のもの		
	168	—手袋以外のもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>			—編み上げたもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>
		—その他のもの					—縫製したもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>
	255	—プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>			—その他のもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>
							—プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
					253	†	—編み上げたもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>
					254	†	—縫製したもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
6116.91 6116.99 61.17	260	---その他のもの ---手袋	PR	KG	6116.91 6116.99 61.17	263 264 265	---その他のもの ---手袋のもの ---編み上げたもの ---縫製したもの ---手袋以外のもの	PR	KG
	265	---手袋以外のもの [略]	PR	KG			[同左]	PR	KG
	[略]	[略]	[同左]	[同左]					
65.01 65.04 65.05 6505.00	100 900	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) ---ヘアネット ---その他のもの	DZ DZ	KG KG	65.01 65.04 65.05 6505.00	100 910 990	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) ---ヘアネット ---編物製のもの ---その他のもの	DZ DZ	KG KG
65.06 65.07	[略]	[略]	[同左]	[同左]					
76.01 76.05 76.06	010 020	[略]	KG	KG	76.01 76.05 76.06	010 020 090	[同左]	KG	KG
7606.11 7606.12		アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。) ---長方形(正方形を含む。)のもの [略]			アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。) ---長方形(正方形を含む。)のもの [同左]				
---アルミニウム合金のもの ---大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)		---アルミニウム合金のもの ---大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)							
		---大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)					---大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)		
		---航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)					---航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)		
		---その他のもの ---3000系合金のもの					---その他のもの		KG

新(2023年)					旧(2022年)					
統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
	911	2	-----厚さが0.35ミリメートルを超えるもの							
	919	3	-----その他のもの							
	920	4	-----5000系合金のもの							
	930	0	-----6000系合金のもの							
	990	4	-----その他のもの							
7606.91			[略]		7606.91		[同左]			
7606.92			[略]		7606.92		[同左]			
76.07			[略]		76.07		[同左]			
76.16			[略]		76.16		[同左]			
[略]					[同左]					
85.01			[略]		85.01		[同左]			
85.03			[略]		85.03		[同左]			
85.04			トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター		85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター			
8504.10			[略]		8504.10		[同左]			
8504.34			[略]		8504.34		[同左]			
8504.40			---スタティックコンバーター		8504.40		---スタティックコンバーター			
	010	0	---整流機器	NO	KG		---整流機器	NO	KG	
						011	1	---シリコン整流機器	NO	KG
						019	2	---その他のもの	NO	KG
						090	3	---その他のもの	NO	KG
8504.50		090	3	NO	KG	8504.50		[同左]		
8504.90					8504.90		[同左]			
85.05			[略]		85.05		[同左]			
85.40			[略]		85.40		[同左]			
85.41			半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子		85.41		半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子			
8541.10			[略]		8541.10		[同左]			
			---トランジスター(光電性トランジスターを除く。)				---トランジスター(光電性トランジスターを除く。)			
8541.21	000	5	---定格消費電力が1ワット未満のもの		NO	8541.21		---定格消費電力が1ワット未満のもの		
							010	1	---シリコントランジスター	NO
							090	4	---その他のもの	NO
								---その他のもの		
							010	0	---シリコントランジスター	NO
							090	3	---その他のもの	NO
8541.30			[略]		8541.30		[同左]			
8541.90			[略]		8541.90		[同左]			
85.42			[略]		85.42		[同左]			
85.49			[略]		85.49		[同左]			
[略]					[同左]					
90.01			[略]		90.01		[同左]			
90.12			[略]		90.12		[同左]			

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
90.13		レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)			90.13		レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)		
9013.10		[略]			9013.10		[同左]		
9013.20	000 0	レーザー(レーザーダイオードを除く。)	NO	KG	9013.20		レーザー(レーザーダイオードを除く。)		
						010 3	ー理化学用のもの	NO	KG
						090 6	ーその他のもの	NO	KG
9013.80		[略]			9013.80		[同左]		
9013.90		[略]			9013.90		[同左]		
90.14		[略]			90.14		[同左]		
90.33		[略]			90.33		[同左]		
[略]					[同左]				
91.01		[略]			91.01		[同左]		
91.12		[略]			91.12		[同左]		
91.13		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			91.13		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品		
9113.10	000 6	ー貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの		KG	9113.10		ー貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの		KG
						010 2	ー銀製又は白金(イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。)製のもの		KG
						020 5	ーその他のもの		KG
9113.20		[略]			9113.20		[同左]		
9113.90		[略]			9113.90		[同左]		
91.14		[略]			91.14		[同左]		
[略]					[同左]				
96.01		[略]			96.01		[同左]		
96.14		[略]			96.14		[同左]		
96.15		くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第85.16項の物品を除く。)及びこれらの部分品			96.15		くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第85.16項の物品を除く。)及びこれらの部分品		
9615.11		[略]			9615.11		[同左]		
9615.19		[略]			9615.19		[同左]		
9615.90		ーその他のもの			9615.90		ーその他のもの		
	010 3	ー木製のもの		KG		010 3	ー木製のもの		KG
	030 2	ー鉄鋼製のもの		KG		030 2	ー鉄鋼製のもの		KG
	070 0	ーアルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの		KG			ーアルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの		KG
						020 6	ーアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの		KG
						040 5	ーアルミニウム製のもの		KG
	050 1	ーその他の卑金属製のもの(貴金属をめつきしたものを除く。)		KG		050 1	ーその他の卑金属製のもの(貴金属をめつきしたものを除く。)		KG
	060 4	ーその他のもの		KG		060 4	ーその他のもの		KG

新(2023年)					旧(2022年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
96.16 ～ 96.20 [略]		[略]			96.16 ～ 96.20 [同左]		[同左]		